

○米沢市競争入札参加資格者指名停止規程

[平成 6 年 3 月 31 日 告示第 66 号]

最終改正 令和 7 年 3 月 26 日 告示第 71 号

令和 7 年 6 月 1 日 施行

(趣旨)

第1条 この規程は、市が発注する建設工事、物品納入、製造の請負、業務の委託その他(以下「工事等」という。)の契約に係る有資格業者(米沢市契約規則(昭和 53 年米沢市規則第 5 号)第 23 条第 2 項に定める指名競争入札参加者登録簿に登録されている者をいう。以下同じ。)が、指名競争入札に係る指名の選定を停止する必要があると認められる事由(以下「指名停止事由」という。)に該当する場合において、当該有資格業者を一定の期間指名の選定から除外すること(以下「指名停止事由」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止事由及びその期間)

第2条 市長は、有資格業者が別表各号に掲げる指名停止事由のいずれかに該当すると認めるときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

(指名通知の取消)

第3条 有資格業者に対し、指名停止の決定をしたときは、当該決定の日以前に行った指名選定のうち、入札が未執行のものについては、これを取り消すものとする。

(下請負人の指名停止)

第4条 第2条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

(事業協同組合及び共同企業体に対する措置)

第5条 有資格業者である事業協同組合及び共同企業体(以下「事業協同組合等」という。)について指名停止を行うときは、当該事業協同組合等の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該事業協同組合等の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 第2条、前条又は前項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む事業協同組合等については、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

(指名停止事由の競合)

第6条 有資格業者が一の事案により別表各号に掲げる 2 以上の指名停止事由に該当したときは、当該各号に定める期間の長期及び短期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止期間の長期及び短期とする。

(指名停止事由の異時競合等)

第7条 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときにおける指名停止期間の短期の期間は、それぞれ別表に定める期間の 2 倍の期間(当初の指名停止期間が 1 月に満たないときは 1.5 倍の期間)とする。

- (1) 別表第1号から第9号までのいずれかの指名停止事由に係る指名停止期間中又は指名停止期間の満了後1年を経過するまでの間において、新たに同表第1号から第9号までのいずれかの指名停止事由に該当することとなったとき。
- (2) 別表第10号から第24号までのいずれかの指名停止事由に係る指名停止期間中又は指名停止期間の満了後1年を経過するまでの間において、新たに同表第10号から第24号までのいずれかの指名停止事由に該当することとなったとき。(次号又は第4号に該当するときを除く。)
- (3) 別表第10号から第11号までのいずれかの指名停止事由に係る指名停止期間の満了後3年を経過するまでの間において、同表第10号から第11号までのいずれかの指名停止事由に該当することとなったとき。
- (4) 別表第12号から第20号までのいずれかの指名停止事由に係る指名停止期間の満了後3年を経過するまでの間において、同表第12号から第20号までのいずれかの指名停止事由に該当することとなったとき。

(指名停止期間の短縮及び延長)

第8条 有資格業者について、指名停止を行う場合において情状酌量すべき特別の事由があると認められ、別表各号、前2条及び第10条の2第1号から第3号までの規定による指名停止期間の短期未満の指名停止期間を定める必要があるときは、指名停止期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 2 有資格業者について、指名停止を行う場合において、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたと認められ、別表各号、前2条及び第10条の2第1号から第3号までの規定による指名停止期間の長期を超える指名停止期間を定める必要があるときは、指名停止期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

(指名停止期間の変更)

第9条 指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由があると認められるときは、別表各号、前3条及び第10条の2に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(指名停止の解除)

第10条 指名停止期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認められたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第10条の2 市長は、第2条の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により、次の各号のいずれかに該当することとなった場合(第7条の規定に該当することとなった場合を除く。)には、当該各号に定める期間を指名停止期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は本市職員(市関係公社職員等を含む。以下同じ。)が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が出されたにもかかわらず、当該事案について別表の第12号又は第14号に該当したときは、同表の第12号又は第14号に定めるそれぞれの短期の2倍の期間(当該事案について有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)又は有資格業者の役員(執行役員を含む。)若しくはその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する

者で代表役員等以外のもの(以下「一般役員等」という。)の関与が明らかである場合に限る。)とする。

- (2) 別表の第12号から第15号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)は、別表の第12号から第15号に定めるそれぞれの短期の2倍の期間とする。
- (3) 別表の第12号及び第13号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項から第3項までの規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。)は、別表の第12号及び第13号に定めるそれぞれの短期の2倍の期間とする。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表の第12号又は第13号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第1号から前号までの規定に該当することとなったときを除く。)は、同表の第12号又は第13号に定める短期にそれぞれ1月を加算した期間とする。
- (5) 本市又は本市以外の他の公共機関の職員が競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)又は談合(同条第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関して別表の第14号又は第15号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第1号又は第2号の規定に該当することとなったときを除く。)は、同表の第14号又は第15号に定める短期にそれぞれ1月を加算した期間とする。

(事故等の報告)

第11条 工事等を担当する各課等の長(以下「各課等の長」という。)は、有資格業者について指名停止事由があると認めたときは、直ちに各課等の長を掌理する部長(以下「所管部長」という。)を経由して市長に報告しなければならない。指名停止期間中の有資格業者に対し、指名停止期間を短縮し、又は延長し、若しくは指名停止を解除することが相当と認められるときも、同様とする。

(審査)

第12条 市長は、前条による報告を受けたときは、指名停止の可否及び指名停止期間等について審査するため、直ちに米沢市建設工事等競争入札参加者審査会規程(昭和53年米沢市訓令第13号)に定める建設工事等競争入札参加者審査会(以下「審査会」という。)に諮るものとする。

(指名停止等の通知)

第13条 市長は、前条の審査の上、指名停止、指名停止期間の変更又は指名停止の解除の決定を行ったときは、所管部長を経て各課等の長に通知するとともに、当該有資格業者に対しそれぞれ指名停止通知書(様式第1号)、指名停止期間の変更通知書(様式第2号)又は指名停止期間の解除通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による指名停止又は指名停止の期間の変更(以下「指名停止等」という。)の通知を行うときは、当該指名停止等を受ける有資格業者に対し、

当該指名停止等について第 21 条の規定により苦情の申立てができる旨を教示するものとする。

- 3 第 1 項の規定により有資格業者に対し指名停止の通知を行う場合において、当該指名停止の事由が市発注の工事等に係るものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(下請負等の禁止)

第 14 条 指名停止期間中の有資格業者は、市発注の工事等に係る業務の全部若しくは一部を下請負し、又は受託することができない。

(随意契約の相手方の制限)

第 15 条 有資格業者が指名停止を受けている期間中は、当該有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

(災害時等の特例)

第 16 条 災害等により緊急に工事等を要するとき、工事等に関して特殊な技術を要するとき、緊急に物品調達等を行う必要があるときその他やむを得ない事由があると認めるときは、指名停止期間中の有資格業者であっても、審査会に諮って指名競争入札又は随意契約の相手方とすることができる。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第 17 条 有資格業者が指名停止事由に該当すると認められる場合において、情状酌量すべき顕著な事由があると認めるときは、審査会に諮って当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定による警告若しくは注意の喚起（以下「警告等」という。）を行うときは、当該警告等を受ける有資格業者に対し、当該警告等について第 21 条の規定により苦情の申立てができる旨を教示するものとする。

(指名停止情報の公表)

第 18 条 市長は、第 2 条の規定により有資格業者について指名停止を行った場合は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 業者名及び本社の所在地
- (2) 指名停止期間
- (3) 指名停止事由
- (4) 指名停止の該当業種

(公表の方法)

第 19 条 前条の公表は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法による。

(閲覧所等)

第 20 条 前条の閲覧所は、総務部契約検査課とする。

- 2 閲覧所における閲覧の時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

3 第 18 条の公表の期間は、同条第 2 号の期間とする。ただし、閲覧所における閲覧については、次に掲げる日を除く。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（前 2 号に掲げる日を除く。）

(苦情申立て)

第 21 条 有資格業者は、指名停止等の通知を受けたとき又は警告等を受けたときは、当該指名停止等又は警告等について、次に掲げる事項を記載した書面により苦情を

申立てることができるものとする。

(1) 苦情の申立てに係る指名停止等又は警告等の内容

(2) 苦情の申立ての趣旨及び理由

2 前項の規定による苦情の申立ては、次の各号に掲げる措置の区分に応じ、当該各号に定める期間に行わなければならない。

(1) 指名停止等 当該指名停止の期間内

(2) 警告等 当該警告等の書面を受け取った日又は口頭により警告等を受けた日の翌日から起算して2週間以内

3 市長は、第1項の規定による苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内（米沢市の休日を定める条例（平成元年米沢市条例第51号）第1条第1項各号に定める日を含まない。）に書面により回答するものとする。ただし、事務処理上の困難その他合理的かつ相当な理由があるときは、回答期限を延長することができるものとする。

4 市長は、第2項に規定する申立期間を経過しているときその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くものと認められるときには、書面によりその申立てを却下することができるものとする。